

バリアフリー化整備で、吹田のまちは変わっています

江坂地区 垂水豊津線（垂水町3丁目）

整備前



整備後



- ・植樹帯の改良・電柱等の移設により、歩道有効幅員を確保
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置

山田地区 津雲中央線（津雲台3丁目）

整備前



整備後



- ・植樹帯の改良により、歩道有効幅員を確保
- ・視覚障がい者誘導用ブロック・坂道休憩施設（スペース）の設置

吹田・豊津地区 JR吹田駅前広場（朝日町）

JR吹田駅（南側）駅前広場再整備事業…………… 整備中

事業概要

- ・駅やバス停等へのバリアフリー化した移動経路の確保（エレベーター・エスカレーターの設置など）
- ・利用しやすい歩行者広場への改良（歩行者広場の段差解消など）
- ・バスターミナルに流入する通過交通の排除（ロータリー化）
- ・都市景観の確保（緑被率の増加）など



エレベーターの設置

エレベーターの設置

JR吹田駅前広場完成イメージ図



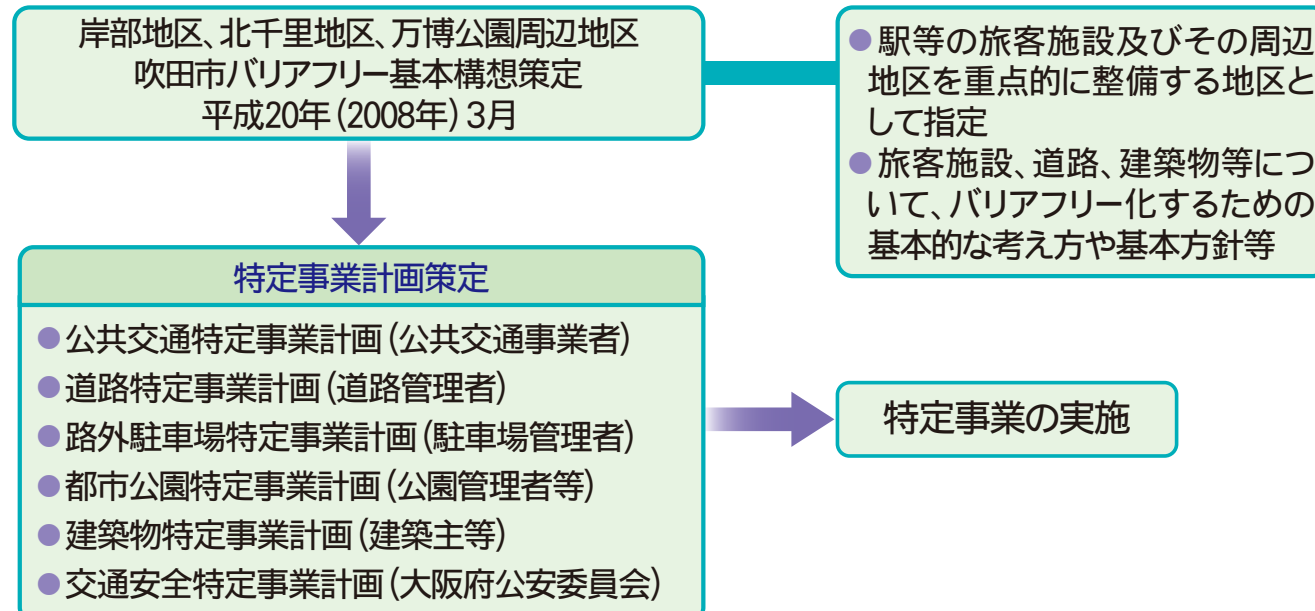
●吹田市のバリアフリーの取り組み

吹田市では、平成13年（2001年）度より、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（通称：交通バリアフリー法）」に基づき、市内14駅すべての駅周辺地区の基本構想策定を進めてきました。

平成18年（2006年）度から、岸部地区、北千里地区、万博公園周辺地区の基本構想について検討を開始し、平成18年（2006年）12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー新法）」に基づき、平成20年（2008年）3月に基本構想を策定しました。

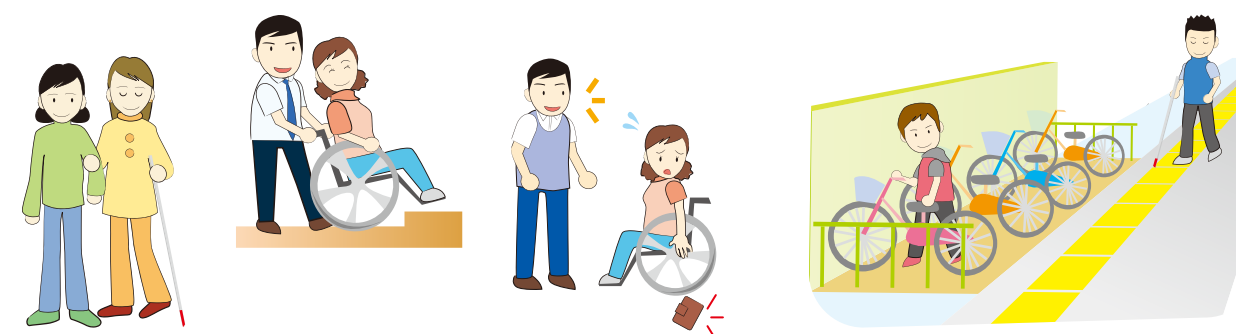
●「特定事業計画」とは？

基本構想に基づき、各施設設置管理者が特定事業計画を作成し、整備を実施していきます。本パンフレットは、吹田市の管理する市道の道路特定事業計画について取りまとめたものです。



●心のバリアフリー

ハード整備だけですべての人が安全・安心・快適に移動・利用できるようになるとは言えません。一人ひとりにおいても、「みんながやっているから」、「自分一人くらい大丈夫だろう」といった気持ちを振り返り、迷惑駐輪や道路の不法占用（看板・商品のはみ出し等）等が及ぼす影響について考え、バリアフリーへの理解、マナーの向上に努めることが大事です。また、指導を行う行政、ハード整備を実施する施設設置管理者、道路利用者、沿道住民が互いに協力して、心のバリアフリーを進めていく必要があります。



吹田市 建設緑化部 道路安全室 交通政策課 バリアフリー推進係

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1-3-40
TEL(06)6384-1231(代表)／(06)6384-1980(直通)
ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>

FAX(06)6368-9902
E-mail kotusei@city.suita.osaka.jp

※このリーフレットは500部作成し、1部あたりの単価は60円です。

吹 田 市

バリアフリー 道路特定事業計画

岸部地区、北千里地区、万博公園周辺地区



平成22年（2010年）10月



大阪府吹田市